第二条の五の二第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条の五の二第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第三条第一項の表㈦中「第五十三条第三十八項及び第三十九項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第三条の二の見出しを「（政令第九条の六の二第一項等の割合等）」に改め、同条第一項中「第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令」を「第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ及び第二号中「政令」の下に「第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに」を加え、同条第四項中「、法第五十三条第二十四項」を「、法第五十三条第二十六項」に改め、同項第一号中「第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号」を「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改める。

第三条の二の二第二項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同項第三号中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第三条の三（見出しを含む。）中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

第五条第一項の表㈠中「、第九項及び第十項（」を「から第十項まで（これらの規定を」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項」に、「）及び」に、「これに」を「これらの申告書に」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第五条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第七条の二の九中「小売計」のうち「年間商品販売額」の下に「表側「計」の」を、「欄の額から」の下に「、同表の表頭「六〇　その他の小売」のうち「六〇三一　医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と」を加え、「及び同表」を「、同表」に改め、「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額」の下に「及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額」を加え、同条第二号中「、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書」を「及び次条第二号」に改める。

第七条の二の十中「六八一二　土地売買業」、「六九一二　土地賃貸業」及び」を「六八一　建物売買業、土地売買業」、「六九一　不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く。）」に改め、「貸間業」の下に「及び「六九四　不動産管理業」を加え、「七九一　旅行業」及び」を「七九一　旅行業」、「七九五　火葬・墓地管理業」に改め、「競技団」の下に「及び「八〇九六　娯楽に附帯するサービス業」を、「学習支援業」の欄の額」の下に「から「八二一六　社会通信教育」の欄の額を控除した額」を加え、「と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表（産業（細分類）、経営組織（四区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、医療、福祉の事業区分別収入額及び医療、福祉の相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P　医療、福祉」の欄の額から「八五一　社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額」を削る。

第七条の二の十二を次のように改める。

第七条の二の十二　削除

第七条の二の十三中「及び第三号」を削り、「並びに第七条の二の十ただし書」を「及び第七条の二の十ただし書」に改める。

第七条の三の四第一項中「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」の下に「、同項第二号の三に掲げる事業」を加える。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（政令第三十九条の九第四号の総務省令で定める者）

第八条の二の二　政令第三十九条の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（同法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者

二　政令第三十九条の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第八条の二の三　法第七十四条の四第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。）　当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充塡されている容器

二　法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具　当該加熱式たばこの喫煙用具に充塡した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの